

○吉川沙織君 立憲・国民・新緑風会・社民の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年十二月二十四日、前経営委員長の下で職務代行を務めておられた現経営委員長が新たに選任をされ、本年一月二十五日には前会長に代わり新会長が就任なさいましたが、経営委員会と執行部のトップが同時期に交代するのは、平成元年四月十二日に経営委員長と会長が同日に就任して以降、約三十年ぶりのことでございます。

明日から始まる新年度は現経営計画の最終年度であり、NHKにおいては、新会長率いる新たな体制の下で、改正放送法に基づく新たな中期経営計画の策定に向けて取り組むこととなりますが、残念ながら、前体制の下で生じた経営委員会による会長嚴重注意問題は依然として国民・視聴者の納得を十分に得るには至っておらず、公共放送たるNHKの在り方、存在意義が問われる事態となっております。

そこで、まず、新会長の考える公共放送とは何かについて伺います。

○参考人（前田晃伸君） お答え申し上げます。

NHKの設立目的は、放送法第十五条で、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い番組、放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発展に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことと規定されているものと承知しております。

公共放送でありますNHKは、放送法を踏まえ、公共の福祉のため、広く視聴者・国民の皆様の負託に応え、自主自律を貫き、公平公正、不偏不党を堅持し、豊かで、より豊かで良い放送を行う、これによりまして、視聴者・国民の皆様の知の権利に応え、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていくものと考えております。

放送と通信の融合時代におきましても、放送を太い幹としつつ、インターネットも効果的に活用し、公共メディアとしてしっかり期待に応えてまいります。

○吉川沙織君 会長は、一月二十五日の就任を経て、一月二十七日の会長会見で公共放送たるNHKの役割について端的にお述べになっておられましたので伺いました。もしよろしければ端的にお答えいただくと非常に有り難く存じますので、よろしく願いたします。

現行経営計画において、NHKは、重点方針の第一として、今、公共放送ですけれども、公共メ

ディアへの進化というのを掲げておられます。本年三月、つまり今月からNHKプラスとして地上放送のインターネット同時配信と見逃し配信が開始され、今月五日時点で十万件を超える申込みが行われていると承知しています。

新年度予算案では、常時同時配信等のインターネット活用業務について、東京オリパラ関連経費を除き、受信料収入の二・五%以内で実施するとしていました。昨日、東京オリパラは来年七月二十三日開幕と決定されましたが、このインターネット活用業務について、令和三年度も同様の方針に基づいて予算編成を行うことになるのでしょうか。会長の方針を伺います。

○参考人(前田晃伸君) 令和二年度のインターネット活用業務につきましては、オリリンピック・パラリンピック東京大会に関する費用を除きまして、受信料収入の二・五%の枠内で実施することといたしております。大会が来年に延期されたことを受けて、令和二年度と三年度にどのような形で放送サービス、インターネット活用業務を適切に実施していくか、大会組織委員会やIOC、国際オリンピック委員会などの議論を注視しながら検討することといたしております。

令和三年度につきましては、令和二年度の実績を踏まえつつ、オリリンピック、パラリンピックに係るインターネット活用業務を適切に実施するた

めにも、所要の実施基準の見直しを行うことを含めて対応を検討していく必要があると考えます。

○吉川沙織君 つまり、今の御答弁踏まえますと、次期経営計画策定の中で、オリパラ関連経費も含めたインターネット活用業務の経費全体について、改めて二・五%の上限の妥当性を検討するというところでよろしいでしょうか。

○参考人(前田晃伸君) お答え申し上げます。インターネット活用業務実施基準では、附則の第九条で、この基準は、インターネット活用業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、随時必要な見直しを行うこととすると定めております。

令和三年度につきましては、オリリンピック、パラリンピックが開催されることを踏まえ、インターネット活用業務を適切に実施するためにも、所要の実施基準の見直しを行うことを含めて対応を検討していく必要があると考えております。

○吉川沙織君 では、この常時同時配信について違う観点から、今度は技師長に伺いたいと思っております。

令和二年度においては、同時配信は地上放送のみ、一日十八時間の実施とされていますが、今後例えば二十四時間実施に拡大する、4K、8Kも含めた衛星放送まで常時同時配信を拡大することになれば、通信網の逼迫も想定をされます。

常時同時配信による通信網への影響について、現時点の状況と今後の見直しについて端的にお答えください。

○参考人(児野昭彦君) NHKプラス配信では、通信網への負荷を分散できるように、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク、CDNという仕組みを使用しています。さらに、アクセス数が集中し通信網への負荷が大きくなる場合を想定しまして、配信する画質を落とすことで負荷の軽減を図る仕組みを用意しています。

三月からサービスを開始いたしました一日十七時間の配信を行っていますけれども、負荷分散は適切にコントロールできておりまして、通信網への過大な負荷は発生していないと認識しております。一日十八時間あるいは二十四時間に拡大した場合においても、同様に適切に対応できると考えています。

なお、4K、8Kの番組配信については現在のところ検討しておりません。

○吉川沙織君 次の問いまでお答えになりましたが、今伺おうと思ったのは、現状の状況、それから今後の見直し、次に、例えば、今は一日十七時間若しくは十八時間ですけれども、令和二年度に予定している十八時間、二十四時間実施となった場合、4K、8K、想定されていないということでしたので、これは想定すべきものと考えます

が、技師長、いかがでしょうか。

○参考人（児野昭彦君） 今時点では4K、8Kの配信については想定しておりませんが、ごく一般論としてですけども、仮に実施した場合には相当な負荷になるものと思われま

○吉川沙織君 4K、8K、想定されていないということでしたが、例えば、全国規模で4K画質の番組の常時同時配信の実施には、専用光ファイバー網などインフラ整備が必須です。公共放送、そして公共メディアというのであれば、日本全国で常時同時配信を受信できる環境の整備にもNHKは責任を負うのではないのでしょうか。

常時同時配信による通信網の整備に対する認識を技師長に伺います。なければ結構です。

○参考人（児野昭彦君） 現在のところ検討しておりません。

○吉川沙織君 検討なさいますか。

○参考人（児野昭彦君） 通信網の整備という意味では、我々の検討の対象ではないと思っております。

○吉川沙織君 確かにそうかも知りませんが、ただ、公共放送である以上、受信料を負担する国民・視聴者がサービスを受用できる環境を整備する責務というのは公共放送たるNHKにあるのではないかという点で、現状の認識と見直し、想定は不可欠であると思っておりますので、是非、次期経営

計画策定の中できちんとやっていたかと思っております。

改めて、また会長に伺いたいと思います。

会長は、一月二十八日の第千三百四十六回経営委員会においてこうおっしゃっています。「NHKの中は、紙洪水文化がまん延していき、毎日捨てる紙が山のようにあり、今やっと執行部側の紙退治をしてほぼ電子化することになっています」。職場の風土など、NHKに根深く残る古い体質を変革したいという強い意思がかいま見えま

就任から約二か月が経過する中で新会長がお感じになったNHKの風土、体質について、率直な見解を端的にお伺いしたいと思います。

○参考人（前田晃伸君） お答え申し上げます。

NHKは多様で優秀な人材が集まり、職種ごとの縦割り意識が非常に強い組織だと感じております。縦割り組織におきましては、それぞれの職種の中で職員の専門性が磨かれるというメリットがありますが、組織横断的な問題への連携が難しいという弊害もあると認識しております。

私は民間で育ちましたので、民間の経営感覚を生かしながら、私が先頭に立ちまして、改革すべきことはスピードに改革し、将来にわたって公共メディアとして持続可能な組織にしていきたいと考えております。

○吉川沙織君 衆議院の総務委員会のNHK予算案の審議の中でも、そして今日これまでの答弁の中でも、会長はスピード感とか改革という言葉をよくお使いになっておられます。その改革精神の表れでしょうか、会長は、昨年四月、理事に就任したばかりの方を副会長として、まあ言い方あれですけど、末席の理事だった方を副会長に抜き

二月十二日、第千三百四十七回経営委員会において会長は副会長人事についてこうおっしゃっています。「この組織は完全に年功序列になっているのです。このようなことをやっていると永久に改革できませんので、現役の方には申し訳ないのですが、少し違った形で、本気でやるという意思を示させていただきたい」とおっしゃっています。

抜てきした理由を会長に伺います。

○参考人（前田晃伸君） お答え申し上げます。

二月十二日の経営委員会で同意をいただきまして、理事を務めておりました正籬聡氏を新たに副会長に任命いたしました。

メディア環境や社会環境の変化の中でNHKがスピード感を持って改革を実現するためには、適材適所の人材登用が不可欠と考えているところがございますが、正籬副会長は問題意識をしっかりと持っており、スピード感のある改革には若さも

必要だと考えました。また、正籬副会長は、政治部長、報道局長を務め、報道部門に精通しているほか、大阪放送局長や広報局長を歴任するなど、NHKの業務を幅広く経験しておりまして、会長を補佐する立場としても適任だと考えました。

○吉川沙織君 来月、といいますがもう明日から四月になるわけですが、同じ経営委員会で会長はこうおっしゃっています。「役員は、次は四月に大量に任期が来ます。今回一人だけ動かすのかえって混乱します。」と、こう議事録に載っています。

先ほどの答弁の中でも、理事の人事について、今は白紙、抜本的にやりたい、スピーディーにやりたい、改革の人材を適材適所で行うと答弁されていますが、そういう方針ということで、ほかに何かあれば、なければ答弁結構です。いかがでしょう。

○委員長（若松謙維君） 前田会長、ないということですね。

○参考人（前田晃伸君） ほかにございません。  
○吉川沙織君 会長就任以降、会長就任会見の様、それからこれまでの経営委員会の議事録で公表されているものを拝見いたしますと、紙文化の退治とか、それから抜本的、スピーディーにNHKらしさを追求していきたいとおっしゃっていますので、そういう方針でどの程度の理事の方が交

代になるのか分かりませんが、注意して見ていきたいと思えます。

ここで、情報公開の在り方について伺いたいと思えます。

昨年九月に発覚した経営委員会による前会長の嚴重注意問題は、NHKの古い隠蔽体質の現れであると私は強く感じています。受信料を財源とするNHKには、国民・視聴者に対して十分な情報公開を行い、高い透明性を確保することが求められています。

会長は、NHKにおける情報公開が現時点において公共放送として十分であると考えていらっしゃるか、そうでないかだけ伺いたいと思えます。

○参考人（前田晃伸君） 現時点での情報公開は私はかなりよくできていると思えます。十分かどうかと言われると大変答えづらいんですけど、普通の会社に比べてかなり充実していると思えます。

○吉川沙織君 普通の会社と比べてとおっしゃいました。会長、先ほどの御答弁の中でも、民間の経験が今に生きているという御趣旨の答弁なさいましたけれども、どのような点が、じゃ、充実しているとお思いでしょうか。

○参考人（前田晃伸君） お答えします。  
財務諸表や業務報告書など、事業活動全般にわたって情報の提供をしておりますが、二〇〇〇年

から、NHK情報公開基準を策定いたしました。放送による言論と表現の自由を確保し、説明責任を果たすために、NHKが保有している文書の開示をしております。一般の会社で公開している以上に、かなり大量の公開文書、それからホームページで開示していると私は認識しております。

○吉川沙織君 普通の会社と比べて情報公開や透明性が求められるのは、もう会長も経営委員長もよくよく御存じでいらつしやると思えますが、それは当然です。なぜならば、公共放送は国民・視聴者からの受信料によって支えられて、公共放送だからそれは強く求められるものだと思います。

経営委員長にも同じ問いをしたいと思います。  
今のNHKにおいて、情報公開、その透明性というのは十分であるとお考えでしょうか。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

二〇一九年の放送法改正によりまして、情報公開による透明性確保のための制度の整備に、透明性確保のための制度の整備として、NHKグループに関する情報提供の義務が課せられました。NHKは受信料によって支えられる公共放送として、視聴者・国民の皆様に対して事業計画や事業活動や財務内容などを十分に説明し、理解していただく義務があると考えております。

○吉川沙織君 国民・視聴者の皆様に公共放送の

成り立ち、そしてその内容を理解いただくためには、公表されるべきものは公表されていないとそれを判断するべきがないということになります。

ここで、総務大臣にお伺いいたします。

放送法第四十一条では経営委員会の議事録を公表することとされていますが、その趣旨について端的にお教えいただければと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 放送法第四十一条の趣旨でございますが、これは経営の透明性を確保する観点から、経営委員会の定めるところにより作成、公表を行うこととされており。

この経営委員会の定めるところによりという文言により、経営委員会の判断で議事録の一部を非公表とすることができるようにしている趣旨は、経営委員会において議論となり得る個人情報、企業等の機密情報などを例外なく公表させると第三者に不測の損害を生じさせるおそれがあることなどを踏まえたものであると承知しております。

○吉川沙織君 今総務大臣から、放送法第四十一条に定める経営委員会の議事録の作成と、経営委員会の定めるところにより一部非公表があるとお伺いました。

この一部非公表とされる根拠は何に基づくものか、経営委員長に伺います。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

放送法第四十一条では、「委員長は、経営委員

会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならぬ。」と規定されております。これに基づきまして、経営委員会として自律的に内規の経営委員会議事運営規則を策定し、議事録を作成、公表いたしております。

経営委員会議事運営規則では、議事録について、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるものなど、一部を非公表とすることを規定しております。

○吉川沙織君 経営委員会として議事運営規則を定めて、その条項にのっとつて公表とするか公表としないもの、原則公表ですから、公表としない例を定めているという経営委員長からの答弁でございました。

三月十日の第千三百四十九回経営委員会において、前NHK会長に対して厳重注意を行った際の議事録を公表するかどうか議論されましたが、経営委員会からはこういう意見が相次ぎました。

非公表ということだったので結構自由なことを言った、それを出すとすると、これからの経営委員会で自由なことが非常に言いにくくなる、一切番組の中身について内輪だけでも話してはいけないとなつたら、それではいろんな議論ができないとの意見が出されました。

放送法第四十一条では、先ほど総務大臣から御答弁いただきましたように、経営委員会の議事録作成と公表を基本規定しています。NHKの経営に関する最高意思決定機関である経営委員会が、自由なことが言いにくいという曖昧な理由によつて議事録の非公表を前提に議論を行うことは、放送法第四十一条の趣旨に反すると考えます。

放送法第四十一条において、「経営委員会の定めるところにより、」と規定し、議事録を非公表とする余地を残した理由は経営委員が自由に物を言えるためだったんでしょうか、総務大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 先ほど御説明したように、経営委員会で議論となり得る個人情報、企業等の機密情報などを例外なく公表させると第三者に不測の損害を生じさせるおそれがあるということなどを踏まえております。

○吉川沙織君 明確な御答弁ではありませんでしたけれども、原則公開です。公表が基本です。

先ほど経営委員長から、先ほど非公表とする根拠として議事運営規則、いまだ公表されておられません、私、六年前の当委員会の質疑で、当時の経営委員長、浜田経営委員長でしたけれども、議事運営規則の国会提出と公表を求めたところ、国会には出していただきました。

先ほど答弁ありました議事運営規則の第五条第

四項には、非公表とする場合が列記されています。昨年十一月二十八日の当委員会において、前経営委員長は、前会長に対する嚴重注意に関する議事録を非公表とした根拠規定の一つとして、先ほど経営委員長が答弁なさった第三号を挙げられました。この第三号に規定されるような、公表により審議等が円滑に行われることを阻害するおそれがあるか否かというのは、これは誰が判断するのでしょうか。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

経営委員会では、説明責任を果たすことは重要と認識しております。視聴者・国民の皆様の御理解をいただけるよう透明性の向上に向けて検討を進めております。

経営委員会議事運営規則第五条第四項第三号、先ほどありましたが、審議、検討又は協議に関する情報であつてという部分であります。これは基本的には当時の委員長がまず判断をいたして決めております。

○吉川沙織君 三月十九日の衆議院総務委員会でも、経営委員長は、「経営委員会の運営や議事の扱いを含め、経営委員長が議事進行を行って決めております。」と答弁なさっているのです。そこに關してはそこはないと思います。

ところで、森下経営委員長は、経営委員から今のお立場になられています。経営委員への就任は

平成二十七年三月一日でいらつしやいますから、現経営委員長は、靱井元会長時代のことをよく御存じでいらつしやると思います。靱井元会長に対して、経営委員会は、平成二十六年一月二十八日、記者会見、就任記者会見での発言で一回、平成二十六年二月二十五日には経営委員会における発言で、平成二十七年四月二十八日はハイヤーの私的利用の三回にわたつて注意を行つて、全てこれは議事録として公表されています。

経営委員から会長への事例がこれまで何例あるのか、また、そのうち議事録が公開されていない事例は何件あるのか、件数だけ、経営委員長、教えてください。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

靱井元会長に対して三回、先ほど御説明ありましたが、三回注意をいたしました。議事録で公表いたしております。そのほかのものはありません。○吉川沙織君 前会長に注意なさったんじゃないんですか。

○参考人（森下俊三君） 失礼いたしました。前会長の分は一件ありまして、これは非公表ということですね。

○吉川沙織君 本来、議事運営規則に忠実にのつとつて公表するか否か決定すべきものであることはそもそも論をまかせませんが、先ほど、経営委員長の判断で決めると。先ほど経営委員長が引用さ

れた第三号の規定だと物すごい範囲が広く読めるんです、非公表の。ですから、広範囲に取られる可能性は非常にありますし、議事録を公表するか否か、本来、議事運営規則のつとつて忠実にやるものをその時々々の経営委員長が判断するということになりまして、恣意的な議事運営規則の運営になりやしないかという、こういう可能性は排除できないと思います。

経営委員長のNHKにおける情報公開の在り方と透明性確保の認識にも反するものではないかと考えますが、別の観点から伺いたいと思います。

平成二十六年六月十七日、先ほども申し上げましたが、当時の浜田経営委員長に対しまして、この議事運営規則、公表されていません、まず国会に出していただいて、その上で検討をしてくださいとねと申し上げましたところ、検討いたしますと答弁があつて、そこから約五年放置。で、去年の十一月二十八日、前経営委員長にもお伺いしましたところ、こう答弁がありました。「公表について改めて検討してまいります。」。

森下経営委員長の下で先週二十四日にまとめられた「郵政三社からの申し入れに関する経営委員会での対応の経緯について」では、議事運営規則の公表も含めて検討するという、こういう一文が、最後の一文で書いてあります。

まず、現在検討しているか否かのみ伺います。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

二月十二日の経営委員会で、公表について改めて検討をいたしました。その際、経営委員会議事運営規則は非公表を前提として策定した規定でありましたので、内部のルールを公表することの妥当性や公表することで問題が生じないのかなど、引き続き慎重に検討していくことになりました。

ただ、先日の、今月の二十四日の経営委員会でも議論をいたしまして、説明責任の観点からも経営委員会の透明性の向上について議事運営規則の公表を含めて引き続き検討していくことを確認したところでございます。

○吉川沙織君 最初に議事運営規則の公表を求めたから六年、実はこの数年間全く議論もされていませんでしたので、検討をしていただいていること自体は結構かと思うんですが、なぜこんなに時間が掛かっているのか、また、その内容についても、本来であれば議事録として公表すべきものではないかと思っております。

昨年十一月二十八日の当委員会において、総務省情報流通行政局長は、この点について、検討状況も踏まえて、NHKの、「もしも必要に応ずれば、制度的な面についても改めて総務省としても検討をしてみたいと考えております。」と答弁なさいました。

総務大臣は、三月十七日の衆議院総務委員会において、「放送法第四十一条に基づいて、やはりこれは、経営の透明性を確保する観点から」「NHKでもっと説明責任を果たしていただきたいと思っております。」と答弁なさっております。

総務大臣は、経営委員会は説明責任を十分に果たしていない、透明性を確保するためには不十分な面があるとの認識で合いますでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） 今般のNHK予算に付しました総務大臣意見の中でも、情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくことというふうには私は意見を付けさせていただきました。

経営委員会におかれましては、国会での御質疑も受けて、今月の二十四日に自主自律の下で引き続き検討を行うということをとめていただきたので、私は、まずはその対応を見守りたいと考えております。

しかしながら、委員が御指摘いただいたように、局長答弁もでございます。今後、経営委員会がスピード感を持って十分な透明性の向上に向けた取組を行わなかった場合には、総務省としても、経営委員会が議事運営規則の情報提供を行うよう、所要の省令改正を検討させたいと考えております。

○吉川沙織君 総務大臣、前向きな御答弁ありがとうございます。

最初に本当に指摘申し上げてから相当の時間、

ようやくその議論が始まったばかりですけれども、国民・視聴者からの受信料によって成り立つ公共放送であるNHKにとって、その経営の透明性を確保するためには、今総務大臣からも御答弁ありましたが、必要不可欠です。議事運営規則を速やかに公表、公開すべきと考えますが、改めて、経営委員長、端的に御答弁いただければと思います。

○参考人（森下俊三君） お答えいたします。

先ほど御説明いたしました、議事運営規則は経営委員会の内規でございますので、経営委員会に諮る必要がありますが、私といたしましては、できるだけ早く公表したいと考えております。

○吉川沙織君 それぞれ御答弁いただきました。

NHKのウェブページにはこう書いてあります。「全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる」。経営委員会において、どのような公共放送の担い手たるNHKの経営に関する基本方針等の重要事項は決められているかは、放送の自主自律の在り方に大きな影響を与えますと。

NHKは、放送の自主自律を堅持していることを国民・視聴者の皆様に証明するためにも、まず、なぜ私こだわっているかといいますと、まず、議

事録の公表基準、公表するかしないのか、これを定めているのが議事運営規則ですから、それをま  
ず公開することで、その上で、その基準の妥当性  
につき開かれた場所で議論をしていくことが公共  
放送たるNHKに求められるからだと思つて、ず  
つとこの点、訴え続けてまいりました。

今日は、国民・視聴者の立場から、少しでも開  
かれた情報公開があつて、そして経営の透明性が  
図られる公共放送NHKの在り方という観点で質  
問に立たせていただきました。これからも立法府  
の側から厳しくチェックしてまいりたいと思いま  
すので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。